

平成18年(ワ)第135号退去強制令書発付処分取消等請求事件(第1事件)
 平成19年(ワ)第164号国籍確認請求事件(第2事件)

弁 論 進 行 表

弁論期日 平成20年4月16日(水) 午後2時00分

時 間	弁 論 担 当 者	弁 論 内 容 , 弁 論 事 項	所 要 時 間 (分)
14:00 ～14:03	第1事件上告代理人 山口 元一	上告状及び上告理由書陳述	3
	第2事件上告代理人 近藤 博徳	上告状及び上告理由書陳述	
	被上告指定代理人 貝阿彌 誠	各答弁書陳述	
14:03 ～14:18	第1事件上告代理人 山口 元一	尊属殺違憲判決との比較を念頭においた主張－相続分差別に関する最高裁判例との違い	15
14:18 ～14:38	第2事件上告代理人 近藤 博徳	問題の所在	10
		国籍法3条1項の「嫡出性要件」は日本の国籍法制の下で特異なものであること	10
14:38 ～14:48	第2事件上告代理人 張 學 鍊	国の立法裁量論の主張は誤りであること、及び国籍法3条1項の準正要件には差別的取り扱いを許容する合理性が認められないこと	10
14:48 ～14:58	第2事件上告代理人 細田はづき	国籍法3条1項の準正要件のみを違憲無効とすることの可否について	10
14:58 ～15:08	第2事件上告代理人 濱野 泰嘉	日本国籍の取得が認められないことによる不利益・不都合	10
15:08 ～15:18	被上告指定代理人 貝阿彌 誠	国籍法3条1項の合憲性及び違憲立法審査権行使の在り方について	10

合計78分